

税の減免・非課税・優遇措置等

[所得税の障害者控除]

- ・ 手帳 1 級の方は、所得金額から 4 0 万円控除されます。また、1 級の方と同居されている場合、配偶者控除・扶養控除に各々 3 5 万円加算されます。
- ・ 手帳 2・3 級の方は、所得金額から 2 7 万円控除されます。

[住民税の障害者控除]

- ・ 手帳 1 級の方は、所得金額から 3 0 万円控除されます。また、1 級の方と同居されている場合、配偶者控除・扶養控除に各々 2 3 万円加算されます。
- ・ 手帳 2・3 級の方は、所得金額から 2 6 万円控除されます。
- ・ また、前年の所得が 1 2 5 万円以下の方は非課税になります。

[自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免]

- ・ 手帳 1 級で、自立支援医療（精神通院）を受けている方（本人または生計を一にする方）が通院、通所、通学または生業のために自動車を使用するときに減免されます。

[利子等の非課税]

- ・ 手帳 1～3 級の方は、マル優、特別マル優、郵便貯金等の利子についての非課税制度を利用できます。

なお、詳しくは、税務署（所得税）、市役所・町村役場（市町村民税・軽自動車税）、県税事務所（自動車税・自動車取得税）にお問い合わせください。